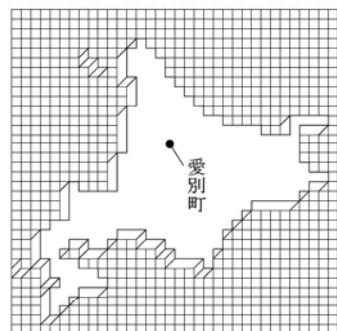


# —連載—



あのマチ・地域おこし活躍中  
このムラ

## 愛別町の事例

### —地域営農の法人化とその課題—

#### 1. 愛別町の概況

上川盆地の北東部に位置する愛別町は、大雪山系の山麓の一角を成す農業を基幹とした町である。また、旭川市の市街地まで町の中心部から約三〇kmの距離にあり、農外就業にも恵まれた条件を有している。そのため専業農家率は低く、北海道の二・二%を一三・九ポイントもわりはない。

下回る三八・三%（二六一戸中一〇〇戸）となる（二〇〇五年センサス参照）。ただし、総就業人口に占める農業就業人口の割合はかなり高く、北海道の六・一%を二六ポイント上回る三二・〇%（二、二〇〇人中七〇四人）となる（二〇〇〇年国勢調査参照）。専業農家のシェアが小さいとはえ、本町の最大の

農地は町を横断する石狩川とその支流となる愛別川の流域を中心にはほとんど田で、二〇〇五年センサスによると、そのシェアは九五・二%（一、六二九戸中一、五五〇戸）となる。それゆえ基幹作物は長らく米のみとなつてゐたが、一九七〇年代後半に入ると、転作作物として導入されたときのこ類（えのき茸、なめこ、舞茸など）の生産が定着した。

その後、きのこ類は行政や農協の梃子入れによつて生産量が急増し、今やその年間販売高は農協の農畜産物販売高四二億円の四〇%以上を占める十七億円となる。

ただし、きのこ生産が伸張する一方で、農業構造は脆弱化に歯止めがかからない状況にある。たとえば農家数は、後継者不足と高齢化に伴い、一九七〇年八三六戸→一九八〇年六三一戸→

No47

一九九〇年四八〇戸→一〇〇〇  
年三七八戸→二〇〇五年三〇八  
戸と三〇年間に五二八戸も減少  
した。二〇〇五年における一九  
七〇年対比の農家数の増減率は  
三六・八%である。

一方、農家数が減少したから  
といって、面積規模の大きい農  
家が増加しているわけではな  
い。二〇〇五年現在、経営耕地  
面積が一〇鈴を越える農家は四  
戸、三〇 h 鈴を越える農家は  
わずか三戸を数えるに過ぎな  
い。ゆえに経営耕地面積は、一  
九七〇年二、二六五鈴→一九八  
〇年二、〇二八鈴→一九九〇年  
一、八四五鈴→二〇〇〇年一、  
七一五鈴→二〇〇五年一、六二  
九鈴と、この間、農地開発事業  
が導入されたにもかかわらず六  
三六鈴も減少している。二〇〇  
五年における一九七〇年対比の  
その増減率は七一・九%であ  
る。

## 2. 愛別町における 法人育成策の展開

農業構造の脆弱化に歯止めが  
かけられず、また農家単独での  
経営環境の改善が困難と考え  
た町の関係機関は、農業経営  
の組織化を推進していくことに  
なった。農業生産組織ひいては  
農業生産法人の経営展開に活路  
を見出し、その設立ならびに育  
成を後押していくというのが  
その主たるねらいである。具体  
的には、以下に記した町独自の  
支援策がそれに該当する。

まず一九九四年には「農業經  
營体組織育成事業」が策定され  
た。これは、町内で農業を営む  
者が生産施設・農業機械の共同  
購入・共同利用を通じて生産コ  
ストの低減を図る農業経営体組  
織を結成する場合、その費用の  
半額を補助しようというもので





ある。これを活用したのが北海道で初めて特定農業法人に認定された農事組合法人伏古生産組合や有限会社協和農産である。

続いて一九九八年には「農業経営基盤拡大支援事業」が策定された。これは、「高齢化や担い手のいない農地の流動化を積極的に進め、意欲的な中核的担

い手農家の生産基盤の拡大と経営の維持安定を図るため、農地の取得、賃借をする農業者を支援」しようというものである。

要するに、農地取得資金に係る利子助成、および小作料の一部助成となる。いずれも助成期間は三年である。

さらに二〇〇四年には、「産地づくり対策交付金」を基金にして「共同経営体育助成」を設置し、町内全域を対象にした集落営農の法人化を推進することになった。この助成措置には、

①認定農業者または水田農業ビ

ジョンで担い手としている農業者が一名以上いること、②共同化する農業者の水田面積の合計が二〇㌶以上となること、③法

人化の合意がとれていることなどといった要件が設けられているが、これらの要件が満たされれば、その対象者は共同経営を行っている面積に対し一〇アール当たり一二、〇〇〇円の助成金が得られることになっている。

この成果は徐々に表れており、最近、町内に三つの農業生産法人が相次いで設立された。以下では、最近設立された農業生産法人ではなく、町が農業経営の組織化の推進を開始した

頃からすでに法人化を果たしていった二つの事例を紹介する。先にふれた農事組合法人伏古生産組合と有限会社協和農産がそれである。

### 3. 農事組合法人伏古 生産組合



#### 1) 設立までの経緯

伏古地区は市街地の北部に位置する。地区の中心から役場までの距離は約三kmで、市街地にほど近い至便な場所にあるが、融雪期が遅く、耕地の大半が湿地で占められているため、土地条件は決して良くない。そのため、土地改良事業が早くから導入され、一九七〇年代前半にはすべての農地の基盤整備が完了した。同時に、第二次構造改善事業を活用した大型機械の導入とその共同利用も進められた。その一環として一九七三年に設立されたのが農事組合法人伏古生産組合の前身となる伏古機械利用組合である。当時、本

地区には稻を作付けしていた農家が二六戸あつたが、その全てがこの組織の組合員となっていた。

この組織が法人に改組したのは一九八一年である。その目的は、労災保険の適用、経理の明確化、役員および組合員の役割を維持することにしたので、企業形態は農事組合法人一号法人としている。

しかし、その後、地区では農家の減少と農地移動の停滞が顕著になり、担い手不在農地の受け皿となる組織の設置が求められるようになつた。そこで、法人は一九九一年に再び改組を行つて農事組合法人二号法人とし、農地を取得できるようになっている。地区的耕地面積は一六㌶となるが、法人はその五・二%に相当する六一・七㌶

表1 農事組合法人伏古生産組合における土地利用の実態

(単位: ha)

|                |               | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 |
|----------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| A. 耕地面積        | 総計            | 20.1  | 20.7  | 24.2  | 24.5  | 29.3  | 50.6  |
|                | うち法人所有地       | 13.3  | 12.7  | 12.0  | 13.5  | 12.6  | 25.2  |
|                | うち借地          | 6.8   | 8.0   | 12.2  | 11.0  | 16.7  | 25.4  |
|                | うち構成員からの借地    | 6.8   | 8.0   | 12.2  | 11.0  | 16.7  | 7.6   |
| B. 作業受託面積      |               | 76.1  | 76.6  | 72.4  | 71.7  | 68.9  | 48.6  |
| C. 耕作面積( A+B ) |               | 96.2  | 97.3  | 96.6  | 96.2  | 98.2  | 99.2  |
| 作物別作付面積        | 水稻( うるち )     | 68.1  | 63.3  | 67.0  | 65.4  | 72.3  | 76.8  |
|                | 牧草            | 3.5   | 3.4   | 4.4   | 6.8   | 5.1   | 5.3   |
|                | 大豆            | 3.9   | 3.5   | 1.6   | 2.3   | 2.6   | 2.2   |
|                | 小麦            | 11.9  | 17.0  | 17.8  | 16.1  | 17.0  | 14.3  |
|                | えん麦( 地力維持作物 ) | 8.2   | 9.4   | 5.7   | 5.2   | 0.7   | 0.6   |
|                | 野菜等           | 0.6   | 0.7   | 0.1   | 0.4   | 0.5   | 0.0   |

注1) 農事組合法人伏古生産組合提供資料より作成。

2) 稲を作付した土地の面積は水張り部分のみカウントしているので、実際の所有地ならびに借地面積とは若干異なる。

3) 空欄は作付または該当なし。

こうした扱い手不在農地の利用に関わる取り組みが評価され、一九九七年には次に紹介する有限会社協和農産と共に特定農業法人に認定された。また、一九九八年には、当時、道が設立を推進していた地域連携型法人にも認定された。これにより、補助事業を活用して、クローラートラクター、代掻ロータリー、融雪剤撒布機などを導入することができた。

## 2) 事業の概況

法人の構成員( 組合員 ) 数は九戸、うち役員は五名である。資本金は八八五万円であるが、二〇〇五年に農業生産法人出資育成事業を導入したため、この他、道農業開発公社が現物出資した七・一鈔の農地がこれに加わる。

土地の耕作に関わっていた。土地利用の状況は表1に示したとおりである。耕地面積( 稲を作付した土地の面積は水張り部分のみカウントしているので、実際の所有地ならびに借地面積とは若干異なる ) は、二〇〇〇年二〇〇一年二〇〇二年一鈔↓二〇〇二年二四・二鈔↓二〇〇三年二四・五鈔↓二〇〇四年二九・三鈔↓二〇〇五年五〇・六鈔で推移している。二〇〇四年までは、毎年、構成員以外からの借地がわずかながら増加していたので、その分、耕地面積の総計も漸増していた。ところが、二〇〇五年には、前記の出資育成事業を通じた七・一鈔、それと前役員からの借地七・六鈔が加わって、一気に五〇・六鈔まで拡大している。一方、作業受託は、水稻などに転作作物に係る作業全般にわたって行われている。その実績は、二〇〇〇年七六・一鈔↓

二〇〇一年四六・六鈴→一〇〇  
二年七二・四鈴→二〇〇三年七  
一・七鈴→二〇〇四年六八・九  
鈴→二〇〇五年四八・六鈴で推  
移している。作業受託から借地  
への切り替えが増加しているた  
め、受託実績は年々減少傾向に  
ある。所有地と借地が急増した  
二〇〇五年は特に落ち込みが激  
しかった。なお、これらのうち  
二〇〇鈴は隣接する厚生地区の農  
家からの受託である。したがつ  
て、伏古地区の農家からの受託  
実績はこれを差し引いた二八・  
六鈴となる。この二八・六鈴に  
耕地面積五〇・六鈴を足した七  
九・二鈴が法人が耕作に関わっ  
ている地区内の農地ということ  
になる。集落の耕地面積一一六  
%で、二号法人となつた一九九  
一年の五三・二%と比べると十  
五ポイントも増加した。

作付作物は大半が水稻とな

る。小麦、牧草、大豆も作付さ  
れているが、小麦の作付面積が  
年間一四〇一八鈴とやや多い程  
度で、その他の作付はわずかに  
過ぎない。米の作付面積は年間  
六〇鈴以上あるが、そのうちの  
一六〇二〇鈴には酒米が作付さ  
れている。品種は吟風である。  
酒米は農閑期に町内の大雪山酒  
造で蔵人として働いた経験を持  
つ前組合長（六五才）の意向に  
より、二〇〇〇年に生産が始  
まつた。醸造は栗山町の小林酒  
造で行われ、その後「地酒ふし  
こ」として町内の酒店やAコ一  
ブで販売されている。これに対  
し現組合長（五八才）は、ク  
リーン農業に関心を持つてい  
る。その影響で、法人は二〇〇  
三年に「YESClean」農産物  
会が創設した「北のクリーン農  
産物表示制度」に適合した農産  
物（生産集団の認定を受けた）。

以後、法人で生産される米のほ  
とんどは、農薬や化学肥料の投  
入を抑えたこの制度に適合した  
ものとなつていて。いずれにせ  
よ、酒米やクリーン農産物の生  
産は、一般の農産物との差別化  
を図る取り組みとして注目に値  
する。

戸→二〇〇〇年三六戸、耕地面  
積は一九七〇年三〇四鈴→一九  
八〇年二九四鈴→一九九〇年二  
八七鈴→二〇〇〇年二七九鈴と  
なる（二〇〇五年のデータは未  
公表）。減少が著しいのは農家  
数の方である。

#### 4. 有限会社協和農産

##### 1) 設立までの経緯

協和地区は伏古地区のさらに  
北に位置する山間の稲作地帯で  
ある。また、南北に愛別川が縦  
断し、その支流となるパンケ川  
が北部の山麓で合流する沢地帯  
でもある。農地は主にこれら二  
つの河川に沿つて形成されてい  
るが、その大半は排水不良であ  
り、しかも融雪期が遅いといつ  
れていた。山間かつ上流域に位

た影響を受けるため、良い条件  
を備えているとはいえない。そ  
れゆえ、本地区は担い手の流出  
による農家数の減少とそれに伴  
う耕地面積の減少が進行してい  
る。これらの推移を記すと、農  
家数は一九七〇年八六戸→一九  
八〇年五四戸→一九九〇年四八  
戸→二〇〇〇年三六戸、耕地面  
積は一九七〇年三〇四鈴→一九  
八〇年二九四鈴→一九九〇年二  
八七鈴→二〇〇〇年二七九鈴と  
なる（二〇〇五年のデータは未  
公表）。減少が著しいのは農家  
数の方である。

協和地区には伏古地区同様、  
機械共同利用組織があつた。道  
営基盤整備事業と二次構を活用  
して一九七四年に設立された協  
和地区機械利用組合がそれであ  
る。その組合員は、比較的平坦  
な土地に位置する協和一～二区  
に属する二六戸の農家で構成さ  
れていた。山間かつ上流域に位

置するため、効率的な機械利用が望めない協和三・五区の農家はこれに加わらなかつた。

この組織の功績は、組合員の費用ならびに労力負担の軽減に貢献したことにある。しかし、反面で労力負担の軽減は、夫婦二人で出役すれば稻作が成立するといった条件を生みだし、後継者の流出を促進させてしまった。この問題が指摘されはじめたのは一九九〇年頃であるが、

当時、後継者の定着が見込めるとしていた組合員はわずか七戸に過ぎなかつたという。

こうした中、後に法人の代表となるA氏（六九才）をはじめとした九人の組合員が営農継承システムの設立を前向きに検討するようになった。そして、地区内の農地の保全に関与する全戸参加による農業生産法人の設立を提起したのである。その後、役員報酬や給与のあり方に納得

できず、この構想から手を引いた組合員が出現したため、全戸

はあきらめざるを得なくなつた。

しかし、農地保全に関する法の必要性を感じていた組合員は依然として六戸存在していた。

そこで、これら法人化に賛同する六戸の組合員が構成員となつて、地区的営農継承と農地保全

を果たす農業生産法人を設立することにしたのである。こうし

て、一九九七年四月、有限会社協和農産は設立された。資本金は、設立当初、各構成員が五〇万円となつていたが、伏古生産組合同様、二〇〇五年に農業生産法人出資育成事業を導入したの

で、現在道農業開発公社が現物出資した九・四鈴の農地がこのに加わることになる。

また、これも伏古生産組合と同じであるが、法人は所属する



表2 有限会社協和農産における土地利用の実態

(単位: ha)

|                |               | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 |
|----------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| A. 耕地面積        | 総計            | 26.1  | 31.3  | 34.8  | 41.3  | 44.8  | 48.6  |
|                | うち法人所有地       | 8.8   | 10.4  | 10.4  | 10.4  | 8.2   | 21.2  |
|                | うち借地          | 17.3  | 20.9  | 24.4  | 30.9  | 36.6  | 27.4  |
|                | うち構成員からの借地    | 10.7  | 10.7  | 10.7  | 15.2  | 11.1  | 9.5   |
| B. 作業受託面積      | うち構成員以外からの借地  | 6.6   | 10.2  | 13.7  | 15.7  | 25.5  | 17.9  |
|                | 114.3         | 109.0 | 118.2 | 111.7 | 109.6 | 107.7 |       |
| C. 耕作面積( A+B ) | 140.4         | 140.3 | 153.0 | 153.0 | 154.4 | 156.3 |       |
| 作物別作付面積        | 水稻( もち )      | 73.0  | 86.1  | 85.0  | 83.6  | 87.2  | 87.4  |
|                | 牧草            | 59.4  | 45.0  | 45.0  | 45.6  | 42.8  | 40.0  |
|                | 大豆            | 3.0   | 3.8   | 5.0   | 2.1   | 0.7   | 2.0   |
|                | そば            |       |       | 10.0  | 9.6   | 10.7  | 8.4   |
|                | えん麦( 地力維持作物 ) | 5.0   | 5.4   | 8.0   | 12.1  | 13.0  | 11.9  |
|                | デント コーン       |       |       |       |       |       | 6.7   |

注1) 有限会社協和農産供資料より作成。

2) 空欄は付または該当なし。

改善団体( そのエリアは機械利用組合の組合員が属していた協和一・二区だけでなく、協和三・五区も含む ) の耕地面積二七・四畝の過半近くに相当する一一六・二畝の農地に関与していたことが評価され、一九九七年に特定農業法人、一九九八年に地域連携型法人にそれぞれ認定されている。地域連携型法人に認定されたことでロータリーやクローラートラクターの購入費用の半額補助を受けていが認められたので、法人は負担なしでこれらの機械を導入できた。この他、ワイングハロー、溝切り機、融雪剤撒布機、ローラベーラー等も補助事業を活用して導入している。

前記のとおり、構成員は設立当初六名であったが、二〇〇〇年に高齢を理由に一名が脱退、二〇〇三年に元従業員の子息一名が加入、二〇〇四年に高齢を理由に一名が脱退、二〇〇六年に前代表が高齢を理由に脱退と四名となっている。代表を務めるのは設立時から構成員だったB氏( 五一才 ) である。この他、一四名の従業員が法人の作業に携わる。

土地利用の状況については表2に示している。耕地面積( 伏古生産組合同様、実際の所有地ならびに借地面積とは異なる ) は、二〇〇〇年二六・一畝二〇〇一年三一・三畝二〇〇二年三四・八畝二〇〇三年四一・三畝二〇〇四年四四・八畝

## 2) 事業の概況

↓二〇〇五年四八・六鈴と漸増傾向にある。ただし、その内訳

六・六鈴↓二〇〇五年二七・四

となる。作付面積は、前者が七鈴)。

は構成員数が変動するたびに変化している。まず構成員の加入があつた二〇〇三年には、構成員からの借地が増加した(二〇〇二年一〇・七鈴↓二〇〇三年一五・二鈴)。

一方、作業受託は、これも伏古生産組合同様、水稻ならびに

〇九・九〇鈴、後者が四〇・六〇鈴で推移している。これらの他、

大豆やそばなども作付されるが、面積はそれほど多くない。

員からの借地が増加した(二〇〇二年一〇・七鈴↓二〇〇三年一五・二鈴)。続く二〇〇四年には、構成員の脱退により法人所有地(二〇〇三年一〇・四鈴↓二〇〇四年八・二鈴)と構成員からの借地(二〇〇三年一五・二鈴↓二〇〇四年一一・一鈴)が減少し、これらが法人に貸与されたため構成員以外からの借地が増加した(二〇〇三年一五・七鈴↓二〇〇四年二五・五鈴)。そして二〇〇五年には、二〇〇二年から二〇〇四年にかけて急増した借地の一部を購入したため法人所有地が増加し(二〇〇四年八・二鈴↓二〇〇五年二一・二鈴)、それに伴い借地が減少した(二〇〇四年三

年一一一・七鈴↓二〇〇四年一〇・九・六鈴↓二〇〇五年一〇・七鈴)で推移している。作業受

託から借地への切り替えが進んでいたため、受託実績が漸減傾向にあるのも伏古生産組合と同じである。なお、作業受託面積と先に見た耕地面積の合計が法

人への耕作面積となるが、その面積は、二〇〇五年現在、一五六〇ヘクタールである。当該改善の作付も計画されているとい

う。この割合は、設立当初の四一・六%を一六・六ポイントも上

回る五八・二%に及んでいる。

一方、作業受託は、これも伏古生産組合同様、水稻ならびに転作作物に係る作業が全般にわたりて行われている。その実績は、二〇〇〇年一一四・三鈴↓二〇〇一年一〇九・〇鈴↓二〇〇二年一一八・二鈴↓二〇〇三年一一一・七鈴↓二〇〇四年一〇・九・六鈴↓二〇〇五年一〇・七鈴)で推移している。作業受

託から借地への切り替えが進んでいたため、受託実績が漸減傾向にあるのも伏古生産組合と同じである。水稻の作付も全てがもち米である。ただし、最近、所得の向上を目指し、高収益作物の試験的な作付が行われている。表にみるように、二〇〇五年にはスイートコーンが六・七鈴作付された。この他、ミニトマトの作付も計画されているとい

う。この方針は今も変わっていない。前記のとおり、町は二〇〇四年に「産地づくり対策交付金」を基金とした「共同経営体育成助成」を策定するなど、法

## 5. 愛別町における法人経営の到達点と今後の課題

人支援策の拡充を図つてゐる。

また、二〇〇二年には、町、農

協、普及センター、農業委員会

が町の農業振興について協議す

る場となる農業振興センターを

設置し、センター名義による經

營体育成計画を策定した。この

計画の重点が、集落営農、共同

化、法人化による担い手育成に

おかれている。さらに、二〇〇

五年には、町と農協が共同で

「愛別町農業振興計画」(平成

一七〇二年の五カ年計画)を

策定しているが、その柱の一つ

が法人をはじめとした組織經營

体の育成と集落営農の推進となつてゐる。

なお、前記のとおり、これら

の成果は徐々に表れてきてい

る。事実、最近になつて町内に

三つの農業生産法人が相次いで

設立された。以下に、これらの

概略を簡単に記しておこう。

①有限会社美土里(みどり)

設立年次..二〇〇三年  
地 区..中央

構成員数..二( 中央一、豊里

一)、小麦、大豆、デント

主な作付作物..水稻、アスパ

ラ、小麦、大豆、デント

コーン

②有限会社実来い農園(みらいのうえん)

設立年次..二〇〇五年  
地 区..中央

構成員数..三

主な作付作物..水稻、野菜

(トマト、アスパラ)

主な作付作物..水稻、野菜

(トマト、アスパラ)

主な作付作物..水稻、野菜

(トマト、アスパラ)

主な作付作物..水稻、野菜

設立年次..二〇〇六年  
地 区..中央

構成員..三

主な作付作物..水稻、野菜

このように法人化の推進は順

調である。ただし、これらの法

ののような事例に該当する。もし、

人は米価下落などの影響により、

収益の向上を果たすのに一苦労

農の継承と農地保全に貢献する

している。本稿で紹介した二法

人の二〇〇五年度における経営

収支は、伏古生産組合が八二万

円、協和農産が三九四万円で

あつた。いずれも黒字であるも

の、収益は決して多いとは言

えない。そこで、伏古生産組合

は酒米やクリーン農産物、協和

農産はスイートコーンをはじめ

とした野菜の生産を開始した。

すなわち高収益作物の導入であ

る。最近設立された法人がいず

れも野菜を基幹作物としている

のは、このような先例に倣つた

結果であろう。

収益ひいては所得の向上のた

めには、この他、作業の効率化

なども求められよう。しかし、

山間地に代表される条件不利地

域においてこれを円滑に果たし

ていくのは難しい。愛別町もこ

(社)北海道地域農業研究所  
専任研究員 井上誠司

